**R７.４**

**ではじめてのをするへ**

がい

では、にに、がいのあるにをしています。がいは「のがいが（おおむねまで）にあらわれ、にがいるため、かのなをとするにあるもの」（の（）より）とされています。そのため、ではじめてのをされるについては、**までにのがいが、それがしていることがわかる、な**のをしています。

**について**

のようながあれば、でのにください。

をいただいたり、などのどなたかにについていただくがあります（それが、をできないこともあります）。

また、のようながあっても、までにのがいがしていることのにならないもあります。そのは、ほかののなどをすることもあります。

**〇でのをもの**

・、

・テストやのがわかるもの

・したのがわかるもの（など）

・やにしていたことがわかるもの

**〇でされた**

・これまでにでした（）のがわかるもの

**〇がした**

・などでした（）のがわかるもの

・センターなどでしたのがわかるもの

**へつづく**

大阪府障がい者自立相談支援センター療育手帳判定基準要領（一部抜粋）

１　知的障がいの定義

この要領において、「知的障がい」とは、「知的機能の障がいが、発達期（おおむね１８歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」をいう。なお、「発達期にあらわれ」とは、発達期に生じた知的機能の障がいが、成人期以降も継続していることを示す。

２　知的障がい程度の区分の判定

（１）　障がい程度の区分の表記

知的障がい程度の判定の結果は、規則第６条第２項の区分に従い、以下のとおり表記する。

　Ａ ：　障がいの程度が重度である場合

　　 Ｂ１ ：　障がいの程度が中度である場合

　　 Ｂ２ ：　障がいの程度が軽度である場合

（２）　知能指数又は発達指数の評価

標準化された知能検査又は発達検査によって測定された知能指数又は発達指数の評価については、次のとおりとする。

最重度 ：　おおむね２０以下

重度 ：　おおむね２１以上３５以下

中度　　 ：　おおむね３６以上５０以下

軽度　　 ：　おおむね５１以上７５以下

（３）　社会生活を営む能力の評価

社会生活を営む能力（主に日常生活における食事、着脱衣、排泄等の動作並びに意思交換及び家事職業等の能力）については、社会生活能力調査票等に基づき、軽度、中度、重度、最重度の段階で評価する。

（４） 行動及び医療保健の評価

行動及び医療保健（強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動、睡眠障がい並びに食事及び排泄に係る不適切な行動、自分の体をたたいたり傷つけたりする行動並びに他者をたたいたり物をこわす等の行動、その他の配慮を要する行動や、てんかん及びその他の疾患など）の評価については、次のとおり４段階評価とし、行動面、医療保健面それぞれの評価のうち、重い方で代表する。

Ⅰ ：　あまり介助及び介護を要しない

Ⅱ ：　ある程度の介助及び介護を要する

Ⅲ ：　著しく介助及び介護を要する

Ⅳ ：　常時特別の介助及び介護を要する